平成２５年（フ）第１３８号
川崎市宮前区鷺沼１丁目11番地１　ＤＩＫマンション405
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
川崎市川崎区池上新町１丁目６番５号　メゾンパル201、前住所川崎市川崎区中瀬３丁目13番11号　ハイタウン川崎ＮＯ２―306
債務者　岩上　友美
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
横浜市緑区十日市場町854番地７　グリーンショップ202号
債務者　余平　信也
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
愛知県岡崎市舞木町字狐山６番地４　市営山中荘４―206
債務者　菅原ケンニュこと　スガハラ　セルジオ　ケンニュ
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
千葉県八千代市大和田550番地４　クラロイヅネ106号
債務者　大嶋　礼子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９８号
東京都青梅市長淵２丁目670番地
債務者　塩野　正憲
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
岡山市北区春日町５番20―301号
債務者　三宅　美紀
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８号
岡山県玉野市宇藤木550番地47シャーメゾン常山202号室、旧住所岡山県倉敷市中畝８丁目12番41―３号
債務者　安岐　圭二
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１号
東京都八王子市諏訪町139番地３レジデンス・ヒルズⅠ　101号
債務者　島崎　幸彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５４号
愛知県新城市野田字東町屋敷54番地４　リバティーヒルズＡ201
債務者　増田アドリアーナ恵子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６１号
愛知県蒲郡市三谷町若宮170番地
債務者　川下八重子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６４号
愛知県豊橋市北山町字東浦43番地１　205
債務者　永田　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６５号
愛知県豊橋市北山町字東浦43番地１　205
債務者　永田　　梢
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１４５０号
大阪市住吉区山之内２丁目６番22号　メゾン山之内205号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地50棟206号
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９号
北海道中川郡幕別町忠類東宝179番地２
債務者　谷口　　孝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係